

令和5年6月21日

〒948-0078

新潟県十日町市千代田町216-3
共栄タイヤサービス株式会社 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟

理事長 堀 田 伸 吾



(連絡先)

〒950-0965

新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階

担当事務局 高 杉 陽 子

TEL 025-384-4021

FAX 025-384-4022

ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和4年8月26日付申入書を送付させて頂きましたが、残念ながら、現在に至るまで回答を頂いておりません。

再度、申入れ事項を送付させて頂きますので、同申入れ事項に対し、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和5年7月21日までに下記連絡先宛書面にてご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

1 利用規約第22条について

4. 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかつたことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

(1) 申入れの趣旨

上記規約を削除してください。あるいは、消費者契約法8条1項2号に反しない内容に改めてください。

(2) 申入れの理由

事業者の故意又は過失による整備不良などが原因で、レンタカーの異常又は故障が借受期間中に生じ、レンタカーを使用できなくなつた場合、レンタカーの借受人は事業者に対し、レンタカーを使用できなかつたことによる損害について債務不履行に基づく損害賠償請求権（民法415条）を行使することができます。

しかし、上記規約は、事業者の故意又は重過失による債務不履行に基づく損害賠償請求権を制限しているため、消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項となり、消費者契約法8条1項2号により無効となります。

よって、本規約を削除するか、消費者契約法8条1項2号に反しない内容に改めてください。

2 利用規約25条について

1. 借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

$$\text{中途解約手数料} = \{ (\text{貸渡契約期間に対応する基本料金}) - (\text{貸し渡しから返還までの期間に対応する基本料金}) \} \times 50\%$$

(1) 申入れの趣旨

上記規約を削除してください。あるいは、上記規約を消費者契約法9条1号に反しない内容に変更してください。

(2) 申入れの理由

消費者契約法9条1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項に設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分につい

ては無効とすると定めています。

上記規約は、中途解約日時から当初の契約上の返還日時までの期間の長短を考慮せずに中途解約手数料を定めているため、中途解約の時期によっては事業者の平均的な損害を超える額の中途解約手数料となり得るものであり、消費者契約法9条1号に反する可能性があります。

よって、上記規約を削除するか、消費者契約法9条1号に反しない内容に改めてください。

3 利用規約第27条について

3. 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立合いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責任を負わないものとします。

(1) 申入れの趣旨

上記規約のうち、「当社は、返還後の遺留品について責任を負わないものとします。」の箇所を削除してください。

(2) 申入れの理由

消費者契約法10条は、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とすると定めています。

上記規約は、借受人及び貴社がレンタカー返還時に認識できていなかった遺留物について、借受人にあらかじめ包括的に動産の所有権を放棄させるに等しく、消費者の権利を制限し、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

よって、上記規約のうち、「当社は、返還後の遺留品について責任を負わないものとします。」の箇所については、消費者契約法10条に反するため、該当箇所の削除を求めます。

4 利用規約第29条について

3. 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

(1) 申入れの趣旨

上記規約を削除してください。あるいは、消費者契約法10条に反しない

内容に改めてください。

(2) 申入れの理由

消費者契約法10条は、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とすると定めています。

そもそも、借受人が返還場所以外の場所にレンタカーを返還した場合、事業者は、事業者が現実に被った損害に限り、債務不履行に基づく損害賠償請求が認められます（民法415条）。

しかし、上記規約は「必要となる回送のための費用の300%」を返還場所変更違約料として規定しており、事業者が現実に被った損害を超える額を借受人に請求し得るため、消費者の義務を加重する消費者契約の条項であり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条により無効となります。

よって、本条項を削除するか、消費者契約法10条に反しない内容に改めてください。

以上